

平成 24 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 保険税（料）滞納者対策
3. 共同処理業務の推進
4. 国保診療報酬審査支払業務の推進
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者自立支援給付関連業務の推進
11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

の 12 点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会及び東北地方国保協議会の運動に積極的に参画しました。

社会保障・税の一体改革を総合的かつ集中的に進めることを目的として設置された「社会保障制度改革国民会議」では、医療・介護・年金など社会保障全般にわたる機能強化と持続可能な制度の今後のあり方を検討し、今夏までにその方向性を取りまとめることになりました。

その中で、医療保険制度については、市町村国保の広域化を巡って、運営主体のあり方についても検討されております。

一方、特例措置で1割に凍結されている70歳から74歳の被保険者の医療機関等窓口での一部負担については、本則どおり2割に戻すことが検討されましたが、世代間の公平と高齢者に与える影響について低所得者対策と併せて引き続き検討されることになりました。

また、課題とされておりました特定健診受診率等が反映される後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用については、特定保健指導の実施率が0.1%未満（実質的に0%）の保険者を加算対象とするなど、きわめて影響が少ない限定的な形で、平成25年度の支援金から実施されることになりました。

2. 保険税（料）滞納者対策

保険税（料）収納率の更なる向上を図るため、地元三紙による新聞広告をはじめ、テレビやラジオスポットによる広報に努めました。

3. 共同処理業務の推進

国保事務の効率化を図るための国保総合システムについては、本県独自の外付けシステムを整備するとともに、市町村事務担当者の操作研修を実施するなど円滑な運用に努めました。

また、保険財政共同安定化事業並びに高額医療費共同事業をはじめ、医療費適正化関連の電算処理や第三者行為求償事務などの各種共同処理業務を積極的に推進しました。

併せて、国が強力に推進しているジェネリック医薬品利用差額通知業

務を新たに実施するなど、国保財政の安定と保険者業務の補完に努めました。

4. 国保診療報酬審査支払業務の推進

国保診療報酬審査委員会並びに柔道整復療養費審査委員会と連携した事務共助、事務点検の充実・強化を図るとともに、審査業務の日程を医療費支払早期化に合わせて調整するなど、診療報酬審査支払業務の円滑な運営に努めました。

併せて、二画面システムや事務共助支援システムを導入し、事務の効率化と査定率向上に努めました。

また、保険者からの受託業務であるレセプト二次点検業務については、システムによる点検項目を拡充するなど、保険者における医療費適正化対策推進の支援強化に取り組みました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

後期高齢者医療広域連合からの受託業務である医療費の審査支払業務をはじめ、各種電算処理業務、資格確認業務、レセプト二次点検業務、第三者行為求償事務に関する業務などを適確に処理しました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

地域での保健活動の活性化が、ひいては国保財政の健全化に繋がることから、健康づくり推進団体である在宅保健師の会並びに保健協力委員会等連絡協議会と連携し、地域に根ざした保健活動の支援に努めました。

また、本会が保有する医療・介護・健診の3つのデータを分析し、地

域住民の健康づくりに活用する国保データベース（KDB）システムの導入については、平成25年10月からの全国一斉稼働に向けて、移行データの精査や突合試験を実施するとともに、市町村保健師、事務担当者に対してあらゆる機会を通じてシステム概要を説明するなど、その受入準備に努めました。

一方、医療保険者で組織する「保険者協議会」では、特定保健指導実践者の育成や事業評価のための研修を実施するとともに、新規事業である被用者保険分も含めた医療費分析を行うなど、医療保険者の垣根を越えた一体的な保健事業の推進に取り組みました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務、費用決済処理業務及び法定報告代行業務などを適確に処理しました。

併せて、県と共同で、特定保健指導実施率が低調な保険者への訪問による助言を実施するとともに、全市町村の実施状況や優良事例の紹介、更にはがん検診との同時受診を広報するなど、保険者支援に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における医師不足解消策の一環として、県内の高校生が地元弘前大学医学部に一人でも多く進学できるよう、県と市町村が一体となって推進している医師修学資金支援事業については、事業開始以来8年間で199名に支援しました。

この制度による、初期研修を終えた修学生が平成25年4月から県内自治体病院等で勤務し始めており、その効果が期待されております。

9. 介護保険関連業務の推進

県並びに市町村関係者の協力を得ながら、介護給付費の審査支払業務と苦情処理業務の円滑な運営に努めました。

併せて、増高する介護給付費の適正化を図るため、縦覧点検及び介護給付費通知作成支援業務を実施するなど、市町村支援に努めました。

また、平成26年5月の稼働に向け準備を進めている介護保険・障害者総合支援の一拠点集約化システムについては、本県が先行導入県に選定されていることから、年度内に機器搬入や環境整備を終えました。

10. 障害者自立支援給付関連業務の推進

障害介護給付費などの支払業務及び共同処理業務については、県並びに市町村の協力を得、適確に処理しました。

また、平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴うシステム改修については、関係者の協力を得ながら円滑に行うことができました。

11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進

市町村と年金保険者間で交換する保険料の特別徴収に関する情報の経由業務については、滞りなく処理することができました。

12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

出産育児一時金等の支払業務については、医療費同様、国の指導による支払早期化に対応するとともに、市町村をはじめ関係機関等の協力により、順調に運営することができました。